

医療法人新生十全会介護老人保健施設はーとふる東山運営規程

第1条 医療法人新生十全会が開設する介護老人保健施設が実施する施設サービスの適正な運営を確保する為、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 要介護者に対し、適切な介護老人保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 1 介護老人保健施設の職員は、入所者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。

2 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努める。

3 明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行ない、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

4 事業者は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」、「介護老人保健施設の人員施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第40号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(名称及び所在地)

第4条 名称及び所在地は次の通りとする。

- | | | |
|-----|-----|----------------------------|
| (1) | 名称 | 医療法人新生十全会 介護老人保健施設 はーとふる東山 |
| (2) | 所在地 | 京都市山科区日ノ岡夷谷町1-1番地 |

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 医療法人新生十全会介護老人保健施設はーとふる東山における介護老人保健施設に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- ① 管理者：常勤1名
管理者は介護老人保健施設に携わる職員の管理、指導を行う。
- ② 医師：常勤換算方法で1.5名以上（内1名は管理者兼務）
医師は、入所者の病状に応じて、妥当適正に診療を行う。
- ③ 支援相談員：常勤換算方法で1.5名以上（内、常勤1名以上）
支援相談員は、入所者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- ④ 看護要員：常勤換算方法で50名以上
 - ・看護職員：常勤換算方法で15名以上
 - ・介護職員：常勤換算方法で35名以上看護要員は、入所者の病状及び心身の状況に応じ、看護及び介護を提供する。
- ⑤ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士：常勤換算方法で1.5名以上
理学療法士又は作業療法士、言語聴覚士は、入所者の状態に応じて、妥当適正なりハビリテーションを提供する。
- ⑥ 介護支援専門員：2名以上（内、常勤1名以上）
介護支援専門員は、介護サービス計画を作成するとともに、要介護認定の申請更新手続きをし、事業者との連絡調整、介護保健施設の紹介等を行う。
- ⑦ 管理栄養士：1名以上
管理栄養士は、食事の提供にあたり、入所者の身体の状況及び嗜好を考慮した献立を作成する。
- ⑧ 薬剤師：0.5名以上
薬剤師は、入所者に対して、医師の処方箋に基づき、投薬、注射等の薬剤を処方するとともに、必要に応じて服薬に関する注意、効果、副作用等に関する状況把握をし、薬学的管理指導を行う。

- ⑨ その他の職員：実情に応じた適当数
歯科医師、歯科衛生士等は、施設の実情に応じた適当数を配置する。

(入所定員)

第6条 介護老人保健施設の入所定員は150人とする。

(介護老人保健施設サービスの内容)

第7条 介護老人保健施設の内容は、次の通りとする。

- 1 介護老人保健施設(1) (看護・介護職員3:1、看護職員は、7分の2)
- 2 要介護者の心身の状況及び病状、環境に照らし、看護、医学的管理の下における機能訓練その他必要な医療等が必要であると求められる者を対象に介護老人保健施設サービスを提供する。
- 3 サービスの提供にあたっては、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う。

(利用料その他の費用の額)

- 第8条
- 1 介護老人保健施設の利用料の額及び基本食事サービス費は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護老人保健施設が法定代理受領サービスであるときは、入所者から本人負担分の支払いを受けるものとする。
 - 2 その他、日常生活でかかる費用の徴収が必要となった場合は、その都度入所者又はその家族に説明をし同意を得たものに限り徴収する。
 - 3 以下の日常生活費用については、その利用料・利用回数に応じ実費を徴収する。
 - (1) 居住費 従来型個室 1、728円/日(非課税)
多床室 437円/日(非課税)
(但し、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日に支払う居住費の上限となる。)
 - (2) 食費 朝食 365円/回(非課税)
昼食 540円/回(非課税)
夕食 540円/回(非課税)
濃厚流動食 1、445円/日(非課税)
(但し、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日に支払う食費の上限となる。)
 - (3) 洗濯代 1点100円(上限10、000円/月) (非課税)
※コインランドリー設備を設けています。(1回100円) (税込)
 - (4) 理容料 全理髪A(シャンプー有り) 1回 2、800円(非課税)
全理髪B(シャンプー無し) 1回 2、600円(非課税)
丸刈りA(シャンプー有り) 1回 2、400円(非課税)
丸刈りB(シャンプー無し) 1回 2、200円(非課税)
ひげ剃り 1回1、300円(非課税) 顔剃り1回1、300円(非課税)
 - (5) テレビカード代 1、000円/枚(税込)
 - (6) 死後の処置料 16,500円(税込)
 - (7) 各種文書料(別紙料金表参照)

(入所者の施設利用にあたっての留意事項)

- 第9条
- 1 消灯時間は、午後9時とする。
 - 2 面会時間は、午前10時から午後8時までとする。
 - 3 医師、看護職員及び介護職員又はその他の職員の指示に従うこと。
 - 4 浴室や機能訓練室など、施設内の設備、備品は大切に扱うこと。
 - 5 施設内での飲酒、暴力等、他の入所者に迷惑をかけ、職員の指示に従わない場合は即時退所となること。
 - 6 やむを得ず、療養室を変更することがあること。
 - 7 所持品、備品等の持ち込みは、職員の指示、許可のもとに行うこと。
 - 8 金銭、及び貴重品の管理は、個人管理とする。また、必要以外のものの持ち込みは禁止する。
 - 9 施設内の立入禁止場所には許可なく近寄らないこと。

(非常災害対策)

- 第10条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画および風水害、地震等の災害に対処する計画に基づきまた消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。
- (1) 防火管理者は事務長を当て、火元責任者には事務部門、看護部門、その他間接部門より専任する。
 - (2) 始業時、終業時には火災危険防止の為、自主的に点検を行う。
 - (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
 - (4) 非常災害用設備は常に有効に保持するよう努める。
 - (5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめる為、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
 - (6) 防火管理者は、職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)・・・年2回以上
 - ② 自衛消防隊の結成、同大会への出場・・・・・・・・年1回
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底・・・・・・・・年2回以上(①と併せて実施)
 - (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(事故発生時における対応方法)

- 第11条
- 1 サービスの提供により事故が発生した場合は、京都市その他市町村、入所者の家族及び入所者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 2 事業所は、事故の状況や事故に際して採った処置について、記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
 - 3 入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(協力医療機関等)

- 第12条
- ・協力医療機関
 - ・名称 京都東山老年サナトリウム
 - ・住所 京都市山科区日ノ岡夷谷町11

 - ・名称 洛和会音羽病院
 - ・住所 京都市山科区音羽珍事町2

 - ・名称 なぎ辻病院
 - ・住所 京都市山科区榎辻東漬5-1
 - ・協力歯科医療機関
 - ・名称 京都東山老年サナトリウム
 - ・住所 京都市山科区日ノ岡夷谷町11

(苦情処理)

- 第13条
- 1 サービスの提供にかかる入所者やその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。
 - 2 事業所は、提出したサービスに関し、国または地方公共団体が行う調査に協力するとともに、国又は地方公共団体から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、提出したサービスに係る入所者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第14条 1 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
- 2 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 3 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じ医療衛生企画課の助言、指導を求めるものとする。
- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(個人情報の保護)

- 第15条 1 事業所は、入所者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が取り扱う入所者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、入所者の個人情報を用いる場合は入所者の同意を、入所者の家族等の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(虐待の防止に関する事項)

- 第16条 1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(入所者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、市区町村に通報するものとする。

(身体拘束等に関する事項)

- 第17条 1 事業所はサービスの提供にあたり、入所者又は他の入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。
- 2 緊急やむを得ない身体拘束等を行う場合は、あらかじめ入所者の家族に説明し、同意を得た場合に、その条件、様態と期間内においてのみ行う。また、その様態、時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、抑制廃止委員会の定める規定に則り行うものとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

- 第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第19条
- 1 職員の質的向上を図る為の研修の機会を設け、業務体制を整備する。
 - 2 職員は業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 職員であった者に、業務上知り得た入所者又は家族の秘密を保持させる為、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
 - 4 当施設が保有する個人情報の保護については「入所者の個人情報の保護に関する施設規則」を遵守する。
 - 5 事業所は、介護老人保健施設に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
 - 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人新生十全会介護老人保健施設はーとふる東山が定めるものとする。

(付則) この規程は、2025年2月1日から施行する。